



金融商品取引法に基づく特定投資家制度、 および商品先物取引法に基づく特定委託者・ 特定当業者制度について — IG証券株式会社 —

金融商品取引法および商品先物取引法において特定投資家または特定委託者・特定当業者（以下、特定投資家等とします）に分類されるお客様は、ご自身が一般投資家または一般顧客（以下、一般投資家等とします）として取り扱われることを弊社にお申出頂くことが可能です。

一般投資家等へ移行可能な特定投資家・特定委託者・特定当業者

01

金融商品取引法において一般投資家への移行可能な特定投資家

- 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人等の特殊法人）
 - 投資者保護基金 ●預金保険機構 ●農水産業協同組合貯金保険機構
 - 保険契約者保護機構 ●特定目的会社 ●上場会社 ●外国法人
 - 資本金5億円以上の株式会社 ●金融商品取引業者又は適格機関投資家等特例業務届出者
- ただし、上記に該当する場合であっても、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に該当する場合は、一般投資家に移行することができません。

02

商品先物取引法において一般顧客への移行可能な特定委託者

- 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人等の特殊法人）
 - 委託者保護基金 ●預金保険機構 ●金融商品取引業者
 - 特定店頭商品デリバティブ取引業者（法人である者）
 - 商品投資販売業者 ●保険契約者保護機構 ●特定目的会社 ●上場会社
 - 資本金5億円以上の株式会社 ●外国商品取引所の会員
- ただし、上記に該当する場合であっても、金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に該当する場合は、一般投資家に移行することができません。

03

商品先物取引法において一般顧客への移行可能な特定当業者

特定委託者以外の法人で、以下の条件を満たす法人

- 商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引に係る取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品またはこれに関連する物品の売買等を業として行っていること
- 最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から起算して一年を経過していること

移行対象となる契約の種類

金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引を行うことを内容とする契約
商品先物取引法第2条第15項に規定する商品デリバティブ取引を行うことを内容とする契約

移行手続き

特定投資家等に該当するお客様が一般投資家等として取り扱われること（一般投資家等への移行）を希望される場合、下記窓口までご連絡ください。

一般投資家等への移行はお客様のお申出を弊社が承諾した日から有効となり、弊社はお客様が弊社に対して特定投資家等への復帰のお申出があるまで、お客様を一般投資家等としてお取り扱いします。

弊社における特定投資家の取り扱いについて

弊社はお客様が特定投資家等に該当する場合であっても、投資家保護のための各種規制を一律で適用除外とすることは適当でないと考えるため、原則として一般投資家等と同様の各種規制に基づいたサービスを提供させていただきます。

移行受付窓口

口座開設係 移行受付窓口

0120-965-915

本書面に関するお問い合わせは、移行受付窓口までお願いいたします

Webサイト: www.ig.com/jp
お問い合わせ: 0120-965-915
(月～金: 9:00～18:00)
メールアドレス: sales.jp@ig.com



IG証券株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン14階
金融商品取引業 関東財務局長(金商)第255号 商品先物取引業
加入協会: 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会